

ご利用料金の目安【1ヵ月・30日の場合】=下記の(1)(2)(3)を合計したものです

◆【例：要介護4】1割負担の場合 ※一定以上所得のある方は、2割または3割負担となります(負担割合証参照)

- 第1段階 = (792円 + 300円 + 320円) × 30日 = 42,360円 + (3)
- 第2段階 = (792円 + 390円 + 420円) × 30日 = 48,060円 + (3)
- 第3段階① = (792円 + 650円 + 820円) × 30日 = 67,860円 + (3)
- 第3段階② = (792円 + 1,360円 + 820円) × 30日 = 89,160円 + (3)
- 第4段階 = (792円 + 1,620円 + 2,900円) × 30日 = 159,360円 + (3)

(1)基本利用料の法定負担額

[1日あたり]

[1日あたり]

■ 従来型個室 介護福祉施設 サービス費 [令和3年 4月改定]	区分	利用料金	自己負担額・2割	自己負担額・1割
	要介護1	5,820円	1,164円	582円
要介護2	6,510円	1,302円	651円	
要介護3	7,220円	1,444円	722円	
要介護4	7,920円	1,584円	792円	
要介護5	8,600円	1,720円	860円	

※上記のほか、ご利用者の状況等により法定加算額があります。

※入院・外泊した場合の基本利用料金は、要介護度区分にかかわらず1日につき2,460円が法定期間発生します。

(2)食費・居住費の負担額

[1日あたり]

従来型個室	段階区分	利用料金	減免額	自己負担額
■ 食費 (食材料費) (調理費)	第1段階	* 法定基準費用額 1,445円	1,145円	300円
	第2段階		1,055円	390円
	第3段階①		795円	650円
	第3段階②		85円	1,360円
	第4段階		0円	1,620円
■ 居住費 (光熱水費) (室料)	第1段階	* 法定基準費用額 1,171円	851円	320円
	第2段階		751円	420円
	第3段階①		351円	820円
	第3段階②		351円	820円
	第4段階		0円	2,900円

※食費1,620円(非課税)の内訳:朝食430円・昼食650円・夕食540円

※入院・外泊した場合の居住費:居室が当該利用者のために確保されている場合は、引き続き居住費がかかります。その際の補足給付の取扱いは、契約書・重要事項説明書をご参照ください。

(3)その他費用

◆ご利用者の嗜好又は個別の希望に応じて購入等を行う際の費用及び生活上で個別に負担すべき費用。

- ・ 個人で購読する新聞・雑誌等の購読料、個人が契約する電話の料金、理美容代、各種予防接種費用、外注クリーニング代、行事(小旅行、美術館見学など)に参加した場合の費用、レクリエーション・クラブ活動等に係る材料代等…実費
- ・ 預り金の出納管理費用…1ヵ月につき500円(取り扱いについては預かり金規定による)
- ・ 面会者等が宿泊する場合の貸し寝具代…1組1日につき100円
- ・ 持込み電気製品の電気料…居住費に含まれます
- ・ 寝巻き代…1着3,000円

◆ご利用者が居室で使用する特殊ベッド・寝具及び身の回り品保管庫は施設で用意します。

家具・調度品等は、使い慣れた最小限の物を、入居時ご持参ください。

◆ご利用者が受けた治療費・お薬代は、別会計です。

【参考】補足給付:特定入所者介護サービス費(長岡市に低所得者負担軽減措置の申請を行い、下表の第1~3段階に認定された場合に、食費・居住費が軽減されます。下表は目安ですので、詳しくは長岡市にご相談ください。)

段階	対象者
第1	● 高齢福祉年金受給者、生活保護受給の方 など
第2	● 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方、かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦1,650万円)以下
第3①	● 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以上120万円以下の方、かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦1,550万円)以下
第3②	● 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方、かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦1,500万円)以下
第4	上記以外の方